

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 温泉施設における硫化水素問題について</p> <p>(一) 北海道での温泉事故と環境省の全国調査に関する認識について</p> <p>まず、温泉施設における硫化水素対策について伺います。十勝管内足寄町の温泉施設で入浴中の男性客が浴槽内で倒れてからやがて2年半になります。事件直後の保健所の測定では硫化水素の濃度が国基準を大幅に超えていました。しかも、この施設では、以前にも2人が同じ浴槽で倒れ、死亡しています。しかし、道が所管する保健所は、それまで道内の温泉施設の硫化水素の濃度を一度も調べていなかったことが明らかとなっています。環境省の全国調査が実施されましたが、道内の温泉施設での事故を契機にした全国調査だという認識は知事におありですか。命に係わる重大性をどうお考えか、併せて伺います。</p> <p>(二) 硫化水素濃度測定値のレベルと健康被害について</p> <p>環境省は「施設を特定されない形でデータを使用する」と述べ、国の基準値を超過している県や施設は数値が20から50ppmと公表しています。にもかかわらず、道は硫化水素濃度超過数値を答えていません。また、道内3施設は同様の範囲かと伺いましたが、保健福祉部は答えられませんでした。根拠となる数値を、知事は報告を受けているのですか。数値を聞かずに健康被害がないと知事はお考えなのか伺います。</p> <p>(再) 硫化水素濃度測定値のレベルと健康被害について</p> <p>知事は施設名も数値もご存知ということですね。改善が必要な3施設について、保健所が立入調査、改善指導を実施していますが、道の指導によって、濃度はどれくらいからどれくらいまで下がったと確認されたのでしょうか。</p> <p>(三) 風評被害防止について</p> <p>施設名や測定結果の公表を了解しない3施設は、地域全体のイメージダウン、営業への影響などを理由に公表を拒否していると聞きます。また、道は国基準超過がただちに法違反ではないと繰り返し、公表を拒否しています。公表しなかった場合の風評被害を知事は考えたことがおありでしょうか。公表を</p>	<p>【知事】</p> <p>温泉施設に関する環境省の調査についてですが、環境省では、平成18年に「温泉を利用する場合の硫化水素の管理に関する基準」を告示したところでありますが、その後におきましても、温泉由来の硫化水素による中毒事故が全国で発生していることや、平成26年に道内で中毒疑い事案が発生したことを受け、昨年9月に基準の見直しに関する検討会を設置し、検討を行っていることと承知しております。</p> <p>道といたしましては、昨年12月に国に対し、国の基準の見直しに当たっては、温泉法における基準の位置づけを明確にし、行政処分などが可能となる強制力のあるものとすることや、地域の実情を十分把握し、科学的な根拠に基づいた基準とすることなどについて、申し入れたところであります。</p> <p>【知事】</p> <p>道の調査結果についてであります。担当部からは、一斉点検の中で3施設の濃度が国の基準を上回ったが、直ちに健康被害につながるものではないとの報告を受けているところであり、私からは、速やかに改善を図るよう指示をいたしたところであります。</p> <p>当該施設においては、道の指導により、現在、事業者が浴室内の換気の徹底や入浴に当たっての注意喚起などにより、国の基準を踏まえて、入浴者等の健康被害が発生することのない入浴環境となるよう管理しているところであり、道といたしましても専門家の協力を得ながら、実証試験を行っているところであります。</p> <p>【知事】</p> <p>硫化水素濃度についてであります。国の基準は、温泉事業者が硫化水素の自主的な管理を行う上での目安であり、濃度の基準超過が直ちに健康被害につながるものではないことなどから、測定値については、公表を差し控えているところであります。</p> <p>基準超過の施設においては、現在、事業者が浴室内の換気の徹底や入浴に当たっての注意喚起などにより、入浴者等の健康被害が発生することのない入浴環境となるよう管理しているところであり、道といたしましても、引き続き、その指導に努めてまいります。</p> <p>(割愛)</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>控えたために、圧倒的多くの施設が、「あなたの温泉も危険なのでは」という風評被害につながり、客の減少を懸念する声をどう受け止めるのでしょうか。</p> <p>(四) 基準超過の公表と健康被害防止について 超過のレベルを示さず、直ちに健康被害につながらないと答弁されましたが、逆ではありませんか。数値が高ければ対策をとり、入浴者も気をつければ、健康被害が避けられるはずです。逆に知らないことの方が、リスクが高いとは考えないのでしょうか。</p> <p>(五) 道の通知との整合性について 道は、昨年10月、関係団体に文書で、温泉事業者自らが硫化水素濃度を測定して安全性を確認することや、測定結果の周知は、安心して利用するために有効だと通知しています。どちらが道の本当の立場なのですか。</p> <p>(六) 新基準による結果公表の範囲について 実際に健康被害の原因と考えられる硫化水素については、科学的な検査とその結果を知ること、対策を講じ、安全と安心が得られるのではないですか。保健福祉部長は、国の新基準改正後、全道一斉点検で結果の概要を公表すると答われましたが、知事は、他県のように結果を公表するのではなく、概要のみの公表にとどめるお考えでしょうか。公表範囲を明確にお答えください。</p> <p>(指摘) 的確に進めるというのであれば、道が通知で示した測定結果の周知に基づいて公表することにより、観光資源の信頼や価値を高めることになるのではないのでしょうか。どうか観光立国を目指すのであれば、きちんと公表すべきであるということを指摘します。</p>	<p>【知事】 健康被害の発生防止についてであります。現在国が示している基準は、温泉事業者が硫化水素の自主的な管理を行う上での目安となるものであり、道といたしましては、事業者が硫化水素濃度の測定や浴室内の換気の徹底、入浴に当たっての注意喚起などを行うことなどの指導を行っているところであり、今後ともその指導を徹底してまいります。</p> <p>【知事】 関係団体への通知についてであります。入浴者に安心して、気持ちよく利用していただくためには、事業者において、日常的な自主管理に取り組むことが重要でありますことから、道といたしましては、基準を踏まえた温泉事業者の取組を促すため、自ら測定して安全性を確認し、その測定結果や入浴時の注意事項を周知するなどの取組について、改めて関係団体に注意喚起をいたしたところであります。</p> <p>【知事】 基準改正後の点検結果の公表などについてであります。道では、昨年末に温泉監視指導要領を改正し、温泉利用施設に対する監視頻度については、2年に1回立入検査を行うことを基本とし、硫化水素濃度が国の基準を超過した施設にあっては、1年に2回以上の立入検査を行うことなど、通常監視を強化したところであり、さらに、今後予定されている国の基準改正後には、5年に1回全道一斉点検を行うこととしたところであります。</p> <p>これらの結果の公表については、今後、国の新基準がどういう形で示されるのかを見極めつつ、温泉施設の安全と衛生を確保する観点から、硫化水素濃度の状況を含め、その具体的な方法等について、検討する考えであります。</p> <p>道といたしましては、引き続き、関係団体と連携しながら、硫化水素対策を的確に進め、道内の貴重な観光資源である温泉の信頼性と温泉施設の安全と衛生の確保に万全を期してまいりたいと考えております。</p>